

第二次世界大戦におけるいわゆる「朝鮮人徴用工」 への未払賃金供託事件に関する法的一考察

—— 一般市民の蒙る戦争災害の救済 ——

小 寺 初世子*

広島女子大学

A STUDY ON THE DEPOSITION OF ARREARS OF WAGES DUE TO KOREAN LABOURERS COMMANDEERED BY JA- PAN DURING THE WORLD WAR TWO

Sayoko KODERA**

Hiroshima Women's University

SUMMARY

During the World War II, Japan commandeered over one million Koreans, people of one of the former Japan's colonies, to make them work in Japanese military factories and mines.

When Japan surrendered to the Allied Forces, Korea was pledged to be conferred independence in due course. Those Korean workers who were emancipated from forced labour by Japan's capitulation were in a great hurry to go back to their home country to be independent soon. At this time, for some reasons nobody knows, they left Japan with arrears of wages due to them to be paid by factories where they worked.

* 広島大学平和科学研究センター客員研究員

** Guest Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

There seem to have been some conflicts between factories and Koreans or the Association of Koreans. In accordance with the advice of the Japanese Government, many factories deposited the claimed arrears of wages due to Korean workers in deposit offices of Japan.

Over 30 years have passed since then. Even today, it seems, to this writer, that the deposited money has never been reimbursed to former Korean workers who are duly entitled to receive it. This fact means that those Korean people, who suffered from commandeering and forced labour have not received the arrears of wages of over 30 years ago. This sounds to be entirely unfair.

Nevertheless, from legal point of view, all procedures in regard to the deposit of the arrears of wages due to Korean workers had been made without any fault. Yet, we can not but feel some sense of unfairness in this case.

In this paper, the writer tries to analyse the whole process of the case of unpaid wages of Korean workers. It is a sincere hope of this writer that this study will be of some help to find a way to give rescue for those Korean people who are victims of this complicated case.

目 次

〔一〕 序 言

〔二〕 戦争災害の救済理論概説

〔三〕 朝鮮人徴用工への未払賃金供託事件

(1) はじめに

(2) 朝鮮人徴用工の賃金未払

(3) 未払賃金の供託

〔四〕 本件に見られる法的問題点

(1) はじめに

(2) なぜ供託したのか ―― その〔1〕

(3) なぜ供託したのか ―― その〔2〕

(4) 債権者への通知

(5) 供託金還付請求権

(6) 日韓請求権協定との関係

(7) 供託金はどうなっているか

(8) 援護の手だてはないのか

〔五〕 おわりに

【一】 序 言

よく、『戦争で、一番犠牲になるのは、女と子供だ』といわれる。戦争では、非戦闘員が、もっとも悲惨な目にあう、ということの謂であろう。ところが、世の女性達は、『夫や息子をふたび戦場に送らないために』と称して、戦争反対をとる。戦争では、戦闘員が、ひどい目にあうことを思いやつのことである。

このように、戦闘員であれ、非戦闘員であれ、戦争では、いろんな人達が、実にさまざまな犠牲を強いられ、ありとあらゆる悲惨、残酷、不幸などを経験させられるのである。にもかかわらず、戦争を始め、これを遂行することのできる唯一の法主体である国家は、戦争によって、人間が蒙る被害に対し、必らずしも、すべての人間に同じような救済を与えるとは限らない。こうした救済は、法律による行政のたてまえから、本来法的なものであるから、この救済の落差は、法律制度上の落差ということになる。そして、そうした法的な落差には、一応の法理論上の説明がつけられているものなのだが、それにしても、そうした法理論は、必らずしも、常人のわれわれがもつ平衡感覚に合致しない場合があるように思う。

小稿は、そのような、われわれの平衡感覚にいささか合致しないと思われる『戦争被害のありよう』の一事例として、標題の、朝鮮人徴用工に対する未払賃金供託事件をとりあげ、法的考察を試みたものである。この事件は、この種の事例としては極めて特異なものであり、戦争被害の一類型として分類できる程に頻繁に起る事例でもなければ、厳密な意味での『戦争被害』例といえるかどうかについてさえ疑問の余地なしとしないうえ、本件に関する法律問題も、実に複雑に錯綜していて、その解明は、仲々容易にできるとは思えない。おそらく、筆者の手に余る困難な問題であろう。

しかし、戦時下に、日本の労働力不足を補うべく、いやおうなしに、内地に連れて来られ¹⁾て、苛酷な労働に従事させられ、そして日本の敗戦時に、未払賃金を残したままで帰国した（送還された）日本の旧植民地人民・朝鮮人徴用工が、いまだにその賃金を受け取れないでいることは事実であり、その意味で、これらの人々を、広い意味での『戦争犠牲者』と考えることも、これまた否定するこ

とはできないであろう。日本の敗戦から、すでに30数年が過ぎ、かつての産業戦士（徴用工）も、いまは年老いて、すでにその生涯を閉じた人もすくなくないと思われる。そして、現在まだ生きている人も、おそらくこのまま、生涯この未払賃金を手にすることなく、その一生を終えることであろう。

しかも、注意すべきは、一見したところ、この事例には、現行の法制度および法理論の下では、何ら、非難の余地がないように思われることである。

しかし、現行法制の下で、法的には非難の余地がないとはいいいえ、それが、何となく、われわれ通常人の腑に落ちかねるということは、結局のところ、現行法の適用あるいは現行法制そのものに何らかの欠陥があったのではないか、ないしは、現行法制を支える基本的原理原則に欠点があるのではないかという疑問を、われわれに抱かせずにはおかない。筆者の推測では、数千といわず、数万、あるいは数10万という数の朝鮮人が、日本（の企業）からの未払賃金を、結局、支払われずに終るのではないかと思われるのであるが、そういう、信じ難い事実が、なぜ起り、しかもなぜ非難の対象とならないのか、今後、こうした形での人間の不幸、植民地人民の不幸を繰り返させないためにも、この、はなはだ入り組んだ形での『人間が蒙る戦争被害の一形態』を、できるだけ解明し、正確に記述してみたいと思つて、小稿を草した次第である。

なお、蛇足ではあるが、こうした未払賃金を受け取れないでいる、旧朝鮮人徴用工の中には、当時の三菱重工業株式会社広島造船所に働いていた1,951名²⁾の人々が含まれており、そのうちのほとんどが、昭和20年8月6日に広島に投下された原爆による被爆者であると考えられることを付け加えておきたい。しかも不幸は重なるもので、このうちさらに、246名もの人達が、帰国途中の船上で颱風に遭遇し、祖国を目前にして、水死したといわれている。³⁾

そもそも筆者が、かかる事実の存在を知り得たのは、上の悲劇をまとめられた広島在住の作家、深川宗俊氏の作品を通じてである。また、小稿における三菱重工広島造船における朝鮮人徴用工にかかわる未払賃金供託事件の事実関係の記述は、もっぱら、氏の蒐集された資料に負っている。このような、人目にふれることの少い事件にかかわる資料や記述を、たんねんに掘り起し、まとめ上げられた氏の並々ならぬ熱意と努力に、深く敬服するとともに、快くこれらの資料の貸与

に応じられた氏の御厚意に、心から感謝する次第である。この不十分な研究が、氏の目的とされるところに、いささかでも役立つことができれば、筆者にとっては、望外の幸せである。

- 1) 通常『強制連行』といわれている。また『強制移入』という表現を用いている例もある。たとえば、厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』 ぎょうせい 1978年 p. 149 及び p. 150 参照。
- 2) この人数は、昭和51年9月10日付中国新聞関連記事より引用したものである。
- 3) この犠牲者達については、深川宗俊『鎮魂の海峡－消えた被爆朝鮮人246名－』 現代史出版会（1974）に詳しい。

〔二〕 戦争災害の救済理論概説

『戦争は、国家と国家との関係であって、人間と人間との関係ではない』という、ジャン・ジャック・ルソーの有名な言葉¹⁾を基礎として、近代法学は、その国際法の分野においても、国内法の分野においても、戦争に関する理論を構成して来た。

しかし、いくら、戦争は国家がするものであって、個々の人間とは無関係であるといっても、そもそも肉体のない国家（法人）が、戦闘行為を遂行できる筈はなく、実際に戦闘行為を行うのは、結局、軍隊に編成された人間（すなわち国家機関）²⁾つまりは、生身の人間である。そして、近代法（とくに戦時国際法ないしは戦争法）は、このように軍隊に組織された人間が、交戦の相手たる国（すなわち敵国）の軍隊に組織された人間を殺傷し、その交戦手段を破壊することを、合法的と認めて来た³⁾。いいかえれば、戦争は、殺人をさえ合法化して来たのである。

ところが、こうして合法化された人間同志の殺傷、そのための機器、施設、設備の破壊だけでなく、戦争は、『国家の戦争』と無関係とされる人間、つまり、国家の戦争を遂行するための『国家機関』ではない人間⁴⁾をも、殺傷し、その財産を破壊してしまうことが、起りがちである。そのようなことは、法的には、原

則として許されていない⁵⁾のであるが、20世紀に入ると、害敵手段（武器、兵器等）の著しい発達、戦争規模の巨大化、などの結果、現実には、戦争によって、一般市民が殺傷され、その財産を破壊されるという悲劇が多発するようになり、第二次大戦においては、この傾向が一段と顕著に見られるようになって来ている。

たとえば、出典は明らかにされないが、明治大学の宮崎繁樹教授は、「第二次世界大戦では、29,000,000 人余の将兵が戦死し、20,000,000 人ないし 30,000,000 人の一般市民（非交戦者）が、爆撃、集団殺害、バルチザン闘争などで死亡したと推定される」としておられる⁶⁾し、平凡社の『世界大百科事典』が、ヴァチカン教皇庁の資料として掲げているところを見ても、今次大戦中の人命の損傷は、死者 22,060,000 人、負傷者 34,400,000 人、合計 56,460,000 人となっている⁷⁾。

ひるがえって、第二次大戦中の日本人犠牲者はといえば、まず、『世界大百科事典』によれば、兵員の死亡 1,174,474 人、一般市民が 672,000 人⁸⁾、合計 1,846,474 人となっており、また『人口大事典』⁹⁾では、軍人軍属の死亡 1,555,308 人、一般市民が 299,485 人、合計 1,854,793 人と記録されている（表 1 参照）。この 200 万人近い日本人死亡者の合計数は、『日本歴史大辞典』における「（第二次大戦中の）公式統計による死者は、200 万人をこえ……」という記述¹⁰⁾とも、ほぼ一致している¹¹⁾から、一応信頼していいだろう。しかも留意すべきは、この 200 万人

表 1. 第二次大戦における日本人犠牲者

世界大百科事典（1969年版）		人口大事典（1957年版）★	
軍人軍属 （兵員） （将兵） 【小計】	死亡 1,174,474 人^① 負傷 4,616,000 人 行方不明 1,483 人 〔5,791,957 人〕	1,555,308 人^① 309,402 人 〔1,864,710 人〕	陸軍 1,140,429 人 海軍 414,879 人 陸軍 295,247 人 海軍 14,155 人
一般市民 【小計】	死亡 672,000 人^② 負傷 行方不明 〔672,000 人〕	299,485 人^② 368,830 人^② (24,010 人) 行方不明 〔668,315 人〕	
合 計 （死者合計）①+②	6,463,957 人 (1,846,474 人)	2,533,025 人 (1,854,793 人)	

★ 本欄の執筆者は岡崎文規氏。同氏の著書『日本人口の実証的研究』（1950）をも参照。

近い日本人戦争犠牲者の中に、少なからぬ数の一般市民が含まれているという事実である。

ところで、以上の数値は、人命の損傷数のみ示したものであるが、『日本歴史大辞典』は、さらに続けて「空襲被災者も、1,000万人を越える」と記している。すなわち、生命に別条のなかった日本人（主としては一般市民、しかし出征中の軍人、軍属、あるいはその留守家族も、当然、空襲被災者たりうる筈である）といえども、その財産について、戦争災害を蒙った者が、また、すくなくないのである。

さて、日本の場合、第二次大戦は、このように、戦闘員（交戦者、軍人軍属等）であると、非戦闘員（非交戦者、一般市民）であるとを問わず、膨大な数の生命を奪い、巨額の財産を破壊したのであるが、この戦争によって人間が蒙った被害に対する、国からの救済ということになれば、両者に対する国家（法）の態度は、格段に異なったものとなっている。その相違は、一口にいえば、一般市民に対すると比べ、軍人軍属等¹²⁾に対する極めて手厚い国からの救済ということになる。

すなわち、昭和27年に制定された『戦傷病者戦没者遺族等援護法』（以下軍人援護法）によれば、国は軍人軍属等（準軍属を含む）¹³⁾の「公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき」、援護を行うものとし¹⁴⁾ (i) 障害年金及び障害一時金、(ii) 遺族年金及び遺族給与金、(iii) 弔慰金、(iv) 遺族一時金、等の支給を定めている¹⁵⁾ ほか、『戦傷病者特別援護法』（昭和38.8.3.法168号、以下特別援護法）においても、軍人軍属等の、「公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護」を行うことを定める¹⁶⁾ また、戦没者等の妻に対する特別給付金¹⁷⁾ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金¹⁸⁾ 戦傷病者等の妻に対する特別交付金¹⁹⁾ 戦没者の父母等に対する特別給付金²⁰⁾ などの支給をそれぞれ個別の法律によって定めるとともに、旧軍人（旧準軍人を含む）の遺族に対する扶助料及び遺族年金についても、恩給等の特例を定め²¹⁾ さらに、未帰還者（未復員者）の留守家族に対しても、手当の支給を定める²²⁾ など、講和条約の締結をまって、政府は、矢継ぎ早に、その救済を法制化したのであった。

この結果、軍人軍属等については、第二次大戦において、死亡をはじめ、その生命、身体に何らかの損害を受けた場合はもとより（未帰還者の場合も含む）、

そうした戦争災害を受けなかった場合でも、復員当初は、帰郷旅費や被服・日用品等物資の支給など²³⁾各種の援護を受け、昭和28年4月から、軍人恩給が復活してからは²⁴⁾恩給法（大正12.4.14.法48号、昭和28.8.1.法155号により復活）の規定に基づく、各種恩給の支給対象となり、これら軍人軍属が、国からの救済を受けられないのは、彼らが内地に残っていた財産が受けた空襲による被害だけという恵まれた実情である。もちろん、軍人軍属といえども恩給権の発生には、一定年数（最短3年、通常12年、状況により異なる）の経過が必要だから、極めて短期間の応召で、人命に損傷なく復員して来たときの救済は、その期間が、他の年金の年数に加算されるにすぎないが。

なお、軍人軍属等が、家族を外地に呼び寄せていた場合に、その家族が、『引揚者給付金等支給法』（昭和32.5.17.法109号）及び『引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律』（昭和42.8.1.法114号）の定義する引揚者²⁵⁾に該当するとき²⁶⁾は、引き揚げによって、失った財産に対する補償（厳密に言えば、生活の本拠を失ったことに対する補償である。したがって、在外財産そのものの補償ではない）も、受けられるものといえる。

これに対して、政府は、一般市民たる戦争犠牲者の救援については、ほとんどこれを考慮していないように思われる。もっとも、これには僅かな例外があり、以下に述べる場合は、一般市民の受けた戦争災害にも、上述の引揚者の場合（例外の第一）のほかに国が救済の手をさしのべた事例と考えることができるだろう。

例外の第二は、未帰還者（より正確には、未引揚者）に対する援護である。もともと、この援護は、旧軍人援護の一貫として制定された未復員者給与法（昭和22.12.15.法182号）²⁷⁾にならって、陸海軍には属していない一般邦人で、未復員者と同様の実情にある者²⁸⁾の援護を目的として制定された『特別未帰還者給与法』（昭和23.12.29.法279号）²⁹⁾が定めていたものであるが、その後、『未帰還者留守家族等援護法』（昭和28.8.1.法161号、以下未帰還者援護法）が制定されるに及んで、後者にその援護が引き継がれ³⁰⁾今日に到ったものである。本法により、援護を受けるのは、昭和20年8月9日、ソ連参戦の日以降、ソ連、中共地域内等において生存していたと認められる一般邦人であって、自己の意思によって帰還しないと認められる者以外の者³¹⁾の留守家族である。なお、『未帰還者に関

する特別措置法』(昭和34.3.3.法7号)により、これら未帰還(未引揚)一般邦人の遺族は、未帰還(未復員)軍人の遺族と同様、弔慰金の支給をも受けることができる³²⁾。

ところで、一般市民が、例外的に、戦争被害に対して国からの救済を受けるケースと考えられる、上述の、未帰還者ならびに引揚者に対する救済の場合は、いずれも、軍人軍属等について存する同種の実情に対する国からの救済のアナロジーとして、一般市民にも、救済が与えられるものである。ところが、このような、未帰還者や引揚者が受ける救済の対象となっている戦争災害は、戦争に起因した災害とはいいながら、戦闘とのつながりは、直接にはないと云わなければならない。つまり、戦闘に直接起因する、戦傷病死亡と云ったものとは、少し違うのである。そして、この戦闘に直接起因する戦争災害に対する救済、つまり、軍人軍属等の公務上の戦傷病死亡等にかかわる戦傷病者戦没者遺族らに与えられる援護に比肩される救済は、一般市民が直接戦火のまきぞえにされて被った災害に対して、認められていないのである。ただ、ここにはいわゆる被爆市民に対する救済が、唯一の例外として、考えられるだけである。したがって、これを例外の第三と呼んでおこう。

第二次大戦末期に、広島・長崎と相ついで投下された原子爆弾は、この戦争の帰趨を決めるうえで、大きな役割りを果たしたが、これら両市における多数の一般市民の身体生命にも多大の打撃を与えた。政府は、これら原爆被害者の救済のために、『原子爆弾被爆者の医療等に関する法律』(昭和32.3.31.法41号、以下原爆医療法)および、『原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律』(昭和43.5.20.法53号、以下原爆特別措置法)を制定し、被爆当時の身分が、交戦者、非交戦者のいずれであるかを問わず、原爆被爆者でさえあれば、同法を適用し、健康診断、医療の給付、医療費の支給³³⁾、特別手当、健康管理手当、保健手当、医療手当、介護手当、葬祭料等の支給、費用等の支弁を保障した³⁴⁾。したがって、被爆者たる一般市民は、その被爆にともなう医療等については、国からの救済措置を受けられることになっているのである。もっとも、この事情は、被爆者たる軍人軍属等の場合も全く同様であるが。

さて、以上に概観した通り、軍人軍属等と一般市民とを比較した場合、両者が

受けた戦争被害に対する救済という見地からの、国の対応は、著しく異なったものとなっている。その異同を以下にまとめて見れば、

第一に、軍人軍属等の生命身体に対する戦争災害についての救済に比肩しうべき援護は、一般市民については、一切定められていない。ただ、唯一の例外ともいえそうなのが、被爆市民に対する救済であるが、これは被爆軍人軍属等も対象たりうるものであり、市民のみに特有のものではない。また、この被爆者への救済は、健康上の必要に応えるだけが目的とされていて、いわゆる“援護”とはなっていない。³⁵⁾

第二に、一般市民が被った戦争災害に対する国の例外的救済措置で、被爆者救済を除けば、未帰還者、引揚者に対する救済ということになるが、これらは、いずれも、経済的被害（人命にかかわるものではない）に対する生活保障（補償ではない）的色彩を帯びたものであり、その点でも、いわゆる“援護”とは異っている。また、この種の救済も、事情の同じな限り、軍人軍属等をも、その対象としているものである。

第三に、軍人軍属が、その生命身体に対する戦争災害に対して受ける救済と、これら軍人軍属等を含め、一般市民が受けうる、被爆者、未帰還者、引揚者に対する救済との間には、一つの絶対的な相違が見出される。それは、前者が、救済の原因となる事実重点をおき、現実の救済の要否を配慮しないのに対し³⁶⁾後者は、被救済者の現実における救済の要否にのみ重点をおいている点である³⁷⁾そして、この相違のゆえにこそ、前者は、『援護』あるいは『補償』と一般によばれ、後者は、『保障』とみなされて、両者が区別されているように思われるのである。

ところで、戦闘員と非戦闘員とに生じた戦争災害に対する救済について、なぜこのような相違が設けられるのか、といえば、その原因は、やはり、「国との間の一定の身分関係の有無」³⁸⁾という考え方にあり、さらにその根底にひそむのは、ルソーの説いた、戦争国家関係論であるというべきであろう。国は、このように、国との間に身分関係をもたない一般市民は、戦争（戦闘）のそば杖をくっても、仕方がないとして、これを放置しているのである。

のみならず、国は、「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態の下においては、国民が、その生命、身体、財産等について、その戦争によって、何らか

の犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による“一般の犠牲”として、すべての国民が、ひとしく受忍しなければならないところである」という、『国民の一般の受忍論』とでもいうべき議論を展開する³⁹⁾ことにより、一般市民の戦災被害を救済せず、これを放置することが、何ら非難の対象とならないとの見解を明白にしている。

もっとも、国は、通称『広島・長崎原爆裁判』⁴⁰⁾における、昭和38年12月7日付東京地方裁判所判決が、「……不幸にして、戦争が発生した場合には、いずれの国もなるべく被害を少くし、その国民を保護する必要のあることはいうまでもない」と述べていたことに対して、異議も述べず、判決を確定させたのであるから、政策的な措置として、未帰還者、引揚者、原爆被爆者だけでなく、その他の範疇に入る一般市民の戦争災害を救済する余地を認めていると見ることはできる。ただ、その『救済措置』が、『援護（補償）』か、『保障』かが、将来争点となるであろう。なお、単なる『保障』であれば、戦争犠牲者であると否とを問わず、われわれは、日本国憲法第25条に基づいて、保障を受ける権利があるという主張も、また可能であることを指摘しておこう。

- 1) Jean Jack Rousseau; *Du Contract Social—Principe ou du Droit Politique* (1764) 作田啓一訳『社会契約論』第一編（白水社 ルソー全集第5巻(1979)所収）p. 117.
- 2) この人達は、交戦者（員）、戦闘員、軍人軍属（等）、兵員、将兵、軍、等々、実にさまざまな言葉で表現され、夫々の言葉の定義も厳密に言えば若干の違いもあるが、ここでは、国が普通にいう「国と身分関係のあった人達」の意で用いる。厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい 1978年 p. 141 参照。
- 3) ハーグ陸戦規則第2款第1章第22～28条の解釈より。戦争は、国際紛争解決の一形式（交渉、調停、裁判等の平和的解決に対置される強力的解決）として肯認されている。横田喜三郎『国際法』（改訂版、有斐閣全書）1964年 pp. 236～237. 高野雄一『国際法概論』下補正版 弘文堂 1968 p. 271 以下。
- 4) この人達は、文民、人民、市民、一般住民、一般市民、非交戦者（員）、非戦闘員、私人、個人、民間人など、さまざまに表現され、夫々の定義は、厳密には同一ではないが、いわゆる「国と身分関係のない」人達の意味に用いる。本章注2) 参照。
- 5) 戦争法における私人の保護については、拙稿“原爆災害の法的研究（その2）” 広島女子大学文学部紀要第17号 1982年 参照。
- 6) 宮崎繁樹『戦争と人権』学陽書房 1978年 p. 3.

- 7) 『世界大百科事典』 平凡社 1969年版, “世界大戦”の項参照。この数値は, ローマ教皇庁が1945年11月25日に発表したところによるという。ここには, 交戦者(兵員)・非交戦者(一般市民)双方の犠牲者数が含まれていると考えられる。宮崎氏の資料と比較して, 死者数総計のひらきが大きすぎるとも思われるが, 一つには, 当時の社会的混乱の激しさを反映したものとも見ることができよう。戦争とは失われた人命数さえ数千万単位で不明確にするものなのである。
- 8) ここには, 行方不明者及び負傷者の数も含まれていると考えられる。しかし, 内容が細目に亘って記録されていないので, すべて死者として計算した。
- 9) 『人口大事典』 平凡社 1957年版 “戦争と人口”の項参照。
- 10) 『日本歴史大辞典』 河出書房 1964年版 “太平洋戦争”の項参照。
- 11) 第二次世界大戦における全世界の人命損傷数が正確でないのと同様, 日本国民や戦争犠牲者数も, 決して明確とはいえない。これも, 戦争が, 人命を軽んずるものであることの一つの証左と考えることができよう。
- 12) 国は, この理由を, 「国との一定の身分関係」の存在に求めている。 厚生省 前出 p. 141.
- 13) 軍人, 軍属, 準軍属等の用語の定義は, 軍人援護法(4.30.法127号)第2条参照。
- 14) 軍人援護法第1条。
- 15) 軍人援護法第5条。
- 16) 特別援護法第1条。
- 17) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38.3.31. 法61号)。
- 18) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40.6.1. 法100号)。
- 19) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41.7.1. 法109号)。
- 20) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42.7.14. 法57号)。
- 21) 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和31.12.20. 法177号)。
- 22) 未帰還者留守家族等援護法(昭和28.8.1. 法161号,以下未帰還者援護法)。本法は未復員者給与法(昭和22.12.15. 法182号)と特別未帰還者給与法(昭和23.12.29. 法279号)とを整理統合するために制定されたものである(本法施行と同時に, 旧2法は廃止された)。なお, 未帰還者に関する特別措置法(昭和34.3.3. 法7号)も参照。
- 23) 復員当初の援護について, 詳しくは, 厚生省 前出 pp. 127 ~ 141 参照。
- 24) 旧軍人恩給は, 勅令『恩給法ノ特例ニ関スル件』(昭和21.2.1. 勅令68号)により, 傷病恩給の一部を除いて, 戦後, すべて廃止されていたが, その後, 『恩給法の一部を改正する法律』(昭和28.8.1. 法155号)により, 昭和28年4月から, 復活の第一歩を踏み出した。この間の事情について, 詳しくは, 厚生省 前出 pp. 420~438参照。
- 25) 引揚者給付金等支給法第2条の定義参照。
- 26) 多くはないが, 軍人, 軍属の場合にも, その家族のみならず, 本人までが, 同法によ

る給付金の支給対象になりうることがあると考えられる。昭和32年5月29日援発第435号（通達）参照。なお、引揚者援護は、通常、一般市民への援護と考えられる。

- 27) この法律は、主として、復員者本人に対する援護を目的として制定された。厚生省 前出 p. 143.
- 28) 政府のいわゆる「国との一定の身分関係」があらうとなかろうと、ソ連地区に抑留された一般邦人は、軍人軍属と全く同様の実情の下にあるという考え。厚生省 前出 pp. 141 ~ 142.
- 29) この法律も、未帰還者本人の援護を目的として制定されたものである。厚生省 前出 p. 144 参照。
- 30) 未帰還者援護法の制定により、旧2法はいずれも同法の施行と同時に廃止された。厚生省 前出 pp. 216 ~ 217.
- 31) 同法第2条第2号参照。
- 32) 同法第3条以下参照。
- 33) 以上、原爆医療法第4条、7条、14条、14条の2等参照。なお、原爆医療法7条の優先順位はBランクに、14条の2はEランクに格づけされていることに注意。
- 34) 特別措置法第2条、5条、5条の2、7条、9条、9条の2、10条等参照。
- 35) 援護の意味については、後述、第三の相違点の説明を参照。
- 36) たとえば、軍人恩給の受給者には、所得制限がない。
- 37) たとえば、一般に“援護”とは見なされない引揚者給付金の支給を受けるには、一定額以上の所得税を納付してはならないといった制限がある。引揚者給付金支給法第6条参照。
- 38) 厚生省 前出 p. 141.
- 39) 原爆被爆者対策基本問題懇談会の昭和55年12月11日付答申参照。なお、この受忍論はサンフランシスコ平和条約第14条の項2(1)による在外資産の喪失と、国に対する補償請求の許否をめぐって争われた『補償金請求事件（昭和40年（オ）第417号）』において、最高裁判所裁判官が全員一致で下した棄却判決（昭和43年11月2日付大法廷判決、最高裁判例集22巻12号、p. 2812）に示された見解と全く一致している。
- 40) 別名下田訴訟、正式には、損害賠償請求併合訴訟事件（昭和30年（ワ）第2914号、昭和32年（ワ）第4177号）。

〔三〕 “朝鮮人徴用工” への未払賃金供託事件

(1) はじめに

まず最初に、“朝鮮人徴用工”に関する法史的背景について、簡単に述べてお

こう。

1910年（明治43年）8月29日に、日韓併合条約¹⁾が公布施行されて以来、朝鮮は、日本の領土となったわけであるが、併合以前の朝鮮が、「一の独立国として、特別の人情、風俗、文化を有し、本土と同一の法秩序の下に立たせることができない事情にあった」²⁾ことを理由として、政府は、朝鮮総督に立法権を委任し、本土とは異なる法領域としてこれを扱うこととした³⁾。すなわち、政府は、『朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律』（明治44.3.25. 法30号）⁴⁾を制定し、「朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」（第1条）ると定め、「第一条ノ命令ハ制令ト称ス」（第6条）ることとしている⁵⁾。なお、「（日本の）法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」（第4条）とも規定されているから、内地の法律が、朝鮮に施行される場がまるでなかったわけではない⁶⁾。

このような、特例的な扱いを受ける地域を日本では、『外地』と通常よんでいたようであるが、そうした外地を含め、当時の『共通法』⁷⁾（大正7.4.17. 法39号）は、「本法ニ於テ地域ト称スルハ、内地、朝鮮、台湾、関東州又ハ南洋群島ヲ謂フ 前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス」（第1条）というふうに地域を区分している。

ところで、こうした“外地”制度を採用した結果の極立った特徴は、このような外地人民の国籍問題に示される。上述のように、わが国における当時の法制度においては、いわゆる外地では、内地法の施行は当然には行われず、したがって、国籍法（戸籍法）も施行されない道理となるので、これらの地域の人民（日本の領有に帰する以前から、当該地域に居住し、日本以外の国籍を有していた人々、無国籍者も含む）は、これら地域が、日本の領有に帰したという事実からは、条約等に別段の定めのない限り、当然、日本国民となり、日本の国籍を有するに到ったと考えられるにもかかわらず、日本の国籍法は、これらの人々には適用されないという、はなはだ奇妙な状況が出現することとなったのである。

もっとも、その前後、明治32年には『国籍法を台湾に施行するの件』（勅令289号）により、また大正13年には『国籍法を樺太に施行するの件』（勅令88号）によって、台湾および樺太には、国籍法が施行される⁸⁾こととなり、これらの地

域についての異常事態は解消されたが、ただ朝鮮に関してだけは、かかる措置がとられたことはなく、⁹⁾日本の敗戦による日本からの分離独立の時まで、異常事態は継続した。朝鮮が、何故に、このような特別の扱いを受けることになったのか、その理由は詳らかではない¹⁰⁾が、これは、朝鮮に対する、日本の植民地統治政策の一端を窺わせるものとして、われわれの興味を惹く点である。

ところで、日本では、大日本帝国憲法によれば、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有スル」(第20条)こととされていた。そして、これをうけた『兵役法』¹¹⁾(昭和2.3.31.法47号)において、「帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」としたのだが、さらに続けて、「戸籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ、……年齢20年ニ達スル者……」の『徴兵検査を受ける義務』を規定したのである。¹²⁾また、1931年の満州事変以後、次第に戦時色を深めて行く世相を反映して制定された『国民総動員法』(昭和13.4.1.法55号)¹³⁾においても、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得 但シ兵役法ノ適用ヲ妨ケス」(第4条)とも規定していた。

ところが、これらの法律は、上述の如く、当然には、朝鮮に施行されないこととなっており、また、該法の施行地域である内地に在住する朝鮮人に対しても、彼らが、『日本臣民』、『帝国臣民』といった用語の範疇に加えられていたか否か、いささか不分明であるが、どうも、兵役法第23条のいう「戸籍法ノ適用ヲ受クル者」云々の表現が示唆するように、彼らは、兵役法上の兵役義務も、国家総動員法上の徴用義務も、これらの法律制定当初は、負ってはいなかったと解せられ、また、現に、召集も徴用も受けてはいなかった模様である。¹³⁾

一方、朝鮮の特殊事情に、併合後もいろいろ配慮を示した日本は、他方で、朝鮮人の内地渡航を、余り歓迎していなかったと思われるふしもある。たとえば、いささか古い資料ではあるが、『条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及営業ニ関スル件』(明治32年、勅令352号)¹⁴⁾第1条但し書を根拠に、日本政府は、朝鮮人の日本への入国を認めないことにしていたと考えられている。¹⁵⁾逆にまた、朝鮮人の方も、もとより日本内地への渡航など、希望するべくもなかっただろう。¹⁶⁾しかし、1914年から1919年にかけての第一次世界大戦で、全く漁夫の

利にも等しい勝利を手にした日本では、資本主義経済が飛躍的に発展し、国内産業における労働力不足を生じて、安価な労働力の供給源を、植民地に求めるようになった。表2の数字が示すように、この時期、すなわち1910年代の内地在住朝鮮人人口は、着実に増加している。

そして、この傾向に拍車をかけたのが、すでに1910年、併合直後から着手され、1918年には完了したといわれる『土地調査事業』¹⁷⁾である。すなわち、この『事業』の結果、朝鮮では、100万町歩以上の田畑や、1,120万町歩余の山林が、日本の国有地に編入され、あるいは、日本人地主の所有地になった¹⁸⁾というのだが、それらの土地を失ったのは、いうまでもなく、朝鮮人であった。いいかえれば、彼等は、日本国及び日本人によって、土地を奪われたのである。土地と同時に、彼等は、朝鮮における生活の基盤をも失ない、貧困化して、やむを得ず、安価な労働力を求める日本に流れて来たのである。しかし、彼等を迎えた日本の労働市場は苛烈を極めていた。当時の日本内地において、朝鮮人労働者がおかれたその余りにも悲惨な状況のゆえに、日本政府でさえ、彼等の渡航を制限しようとした程であったという¹⁹⁾。

それでも、内地に渡航して来る朝鮮人人口は増加を続けた。1920年代および1930年代前半におけるその著増ぶりは、表2の示す通りであるが、この傾向を一層強めたのが、日本における米不足²⁰⁾であった。そして、1929年の世界大恐慌をきっかけに、日本は暴走する軍部に引きずられ、無謀な大陸侵攻という自殺行為にのめり込んで行ったのだが、この結果、ますます膨れ上る軍需産業での労働力不足が、また朝鮮人労働者への需要を高めることとなったのである²¹⁾。

さて、この期間、すなわち併合後すぐから1930年代の末までの、朝鮮人労働者の日本内地への渡航は、内実は何であれ、形式的には、『募集』に対する自由な応募という形で行われていた。

ところが、日支事変が泥沼化し、もはや引返すことができなくなって、日本がやむなく破滅的な戦争継続に追い込まれて行くにつれ、戦線における人命の損傷はおびただしい数にのぼり、それを補充するたびに、産業から人手が廻されるために、工場では絶対的な労働力不足を生じることとなり、またそれを補うべく、朝鮮人労働者の大量動員が必要となった。国家総動員法、及びそれに基づく国民

表 2. 日本内地に在住する朝鮮人人口

	渡 航	帰 還	居 住 人 口		
			(A)内務省調査	(B)国勢調査	
(1904)			(229)		
1911			2, 527		
1912			3, 171		
1913			3, 635	3, 952	
1914			3, 542	4, 175	
1915			3, 917	5, 046	
1916			5, 624	7, 225	
1917	14, 012	3, 927	14, 502	17, 463	
1918	17, 910	9, 305	22, 411	27, 340	
1919	20, 968	12, 739	26, 605	35, 995	
1920	27, 497	20, 947	30, 189	40, 755	p21
1921	38, 118	25, 536	38, 651	48, 774	
1922	70, 462	46, 326	59, 722	82, 693	
1923	97, 395	89, 745	80, 415	112, 051	
1924	122, 215	75, 430	118, 152	168, 002	
1925	131, 273	112, 471	129, 870	187, 102	
1926	91, 092	83, 709	143, 796	207, 853	
1927	183, 016	93, 991	177, 215	346, 515	
1928	166, 286	117, 522	238, 102	341, 737	
1929	153, 570	98, 275	275, 206	387, 901	
1930	127, 776	141, 860	298, 091	419, 009	p28
1931	140, 179	107, 420	311, 247	437, 519	
1932	147, 597	103, 452	390, 540	504, 176	
1933	189, 637	113, 218	456, 217	573, 896	
1934	175, 301	117, 665	537, 695	689, 651	
1935	112, 141	105, 946	625, 678	720, 818	
1936	115, 866	113, 162	690, 501	780, 528	
1937	118, 912	115, 586	735, 683	822, 214	
1938	161, 222	140, 789	799, 878	881, 345	p31
1939	316, 424	195, 430	961, 591	1, 030, 394	
1940	385, 822	256, 037	1, 190, 444	1, 241, 315	
1941	368, 416	289, 838	1, 469, 230	1, 469, 230	
1942	381, 673	268, 672	1, 625, 054	1, 625, 054	
1943	401, 059	272, 770	1, 882, 456	1, 768, 180	
1944	403, 737	249, 888	1, 936, 843	1, 911, 307	
1945 (1～5月)	121, 101	131, 294	2, 365, 263 _注	2, 100, 000	p57

(注 この数字だけは「日本残酷物語」第5部による)

朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社)掲載の資料より、右端の数字は同書に掲載された頁である。

徴用令²²⁾（昭和 14. 7. 8. 勅令 451 号）の制定は、この間の事情を反映した立法であったが、しかし、朝鮮人には、これらの法令は、やはり、直接には、適用されなかった。そのため、彼等には、徴用でなく、依然として、募集という形式がとられるのであるが、ただそれを、『強化』し、現実には、街角から、人間を拉致して来るといふ、人狩りまがいのおそろべき『募集』、つまり『強制連行』が、始められたのであった。小論では、こうした強制的募集で渡航した朝鮮人労働者をも徴用工と見なし、表題の朝鮮人徴用工の語に含めている。この語に、quotation mark を付しているのは、かかる理由に拠るものである。なお、この人達は、被連行朝鮮人、集団移入朝鮮人労働者あるいは労務者などの表現を用いている文献もあるが、すべて意味は同じと思われる。

さらに、この頃の『募集』について、もう一つ注目されるのは、この募集が、民間レベルのものでなく、官制のものになっていることである。いわゆる官斡旋という形式がそれである²⁴⁾

そして、結局、1944年からは、朝鮮人にも一般徴用令が適用されるようになった。²⁵⁾ もっとも、この徴用令は、実際には、1941年の、朝鮮人の軍要員関係への連行には適用されていたということでもある²⁶⁾から、現実には、徴用令の適用について、若干の混乱があったのかも知れない。しかし、大切なのは、そうした朝鮮人労働者の日本内地への渡航が、『募集』（とくに官斡旋形式の）という形で行われていようと、『徴用』という形で行われていようと、それが、本人の意思を全く無視した『強制連行』であったという事実である。そして、この連行政策の結果、日本内地における朝鮮人の人口は、実に膨大な数に達することになったのである²⁷⁾（表 2 参照）

その数は、時には、「日本敗戦の時点で、200 万を越え」²⁸⁾るとも、当時は確かな統計がなくて、「190 数万、200 万、240 万と、いろいろな推計が行われている」²⁹⁾とも、「終戦時の在日朝鮮人の正確な数をつかむことは不可能で……、大体 190 万から 240 万と見積られている」³⁰⁾とも、さまざまに推計されているが、はっきりしているのは、『正確な数字は解っていない』ということ、および、『それでもその数は、ほぼ 200 万人前後であつたろう』ということの 2 点であろう。

そして、その 200 万人前後の在日朝鮮人のうち、約 100 万人³¹⁾または約 125 万

人³²⁾ないしは 150 万人余³³⁾の朝鮮人が、強制連行されて来た労働者であったと推定されている。このうち中間数たる 125 万人は、当時の日本の「産業労働者の規模を 6 分の 1 増加する」に足りるもので、総人数に関する限りでは、「日本産業の要求に合致する」人数であったともいわれている³⁴⁾

やがて、1945 年 8 月 15 日、日本は降伏し、戦争は終了した。それは、日本が、ポツダム宣言（米英中三国が定めた日本の降伏条件、1945. 7. 26）を無条件で受諾することにより、行われたが、同宣言第 8 項は、「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、……」と記し、そのカイロ宣言³⁵⁾では、「前記の三大国（米英中）は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」と宣明していた。そして、同年 9 月 2 日、東京湾内のミズリー号上で調印された降伏文書においても、「下名（重光葵及び梅津美治郎の両名）³⁶⁾は、茲に、ポツダム宣言の条項を誠実に履行すること……を」約束したので、朝鮮の、日本からの分離独立は、既定の事実となったのである。日本内地に在住する朝鮮人、ことに強制連行された人々の、帰国の願いは、いやがうえにもたかまったことであらうと思われる。

日本政府は、終戦直後の昭和 20 年 8 月 21 日、次官会議において、いち早く強制移入朝鮮人等の徴用解除方針を決定し、これに基づき、運輸通信省において、在日外国人中、最も多数を占める朝鮮人の帰還問題について、協議を重ねた。しかしその間にも、朝鮮人の多くは、政府の送還計画による引揚開始を待ち切れず、下関、博多、仙崎などの港に殺到する状況であった。しかも彼等は帰国を急ぐだけでなく、「立場の変化から、全国各地に不穏な空気がみなぎり、特に北九州と北海道においては、暴動が起る状態」³⁷⁾さえあったといわれる。そこで政府はこの年の 9 月 1 日、朝鮮人集団移入労働者を優先的に計画輸送することを決め、そのために必要な具体的指示を、つぎつぎと発した³⁸⁾一方、GHQ³⁹⁾側の「非日本人」の引揚に関する意向の決定は、これよりはるかに遅れ、それが全面的に決ったのは昭和 20 年 11 月 1 日のことであった。そして、この決定によって、帰還者の大量輸送計画が強化され、「朝鮮出身の復員軍人、徴用者、移入集団労働者などの優先輸送は、この年の 12 月までにはほとんど完了した」⁴⁰⁾とされている。

さて、こうして本国に帰還した朝鮮人の総数は、昭和 21 年 2 月 17 日の GHQ 指

令によって、その翌日行われた外国人登録を行った者、647,941人（うち帰還希望者514,060人⁴¹⁾うち北朝鮮希望者9,701人）、登録時までに、すでに送還された者914,352人の双方を合せて、1,428,412人となることが推定されるが、昭和25年12月31日現在で、厚生省がとりまとめた最終『送出統計』によると、朝鮮人の場合は、一般送出が1,014,541人、強制送還が37,215人となっている⁴²⁾また、この間の動向をまとめた法務省入国管理局の発表によると、「日本政府及び総司令部の努力により、（軍人、軍属、動員労働者をまず優先して）昭和21年3月までの間に、130万余の朝鮮人が引き揚げた」⁴³⁾そしてその後は一般朝鮮人の引揚に移り、朝鮮人の帰還計画を実施したが、朝鮮本土における生活苦などを理由に逆航して来る者もあり、結局、昭和21年12月までに帰還した者は82,900人にすぎず、翌昭和22年以後も、帰還者は増えず、昭和25年まで、17,146名が引揚げて行ったにすぎないという⁴⁴⁾したがってこの資料によれば、ざっと140万余の朝鮮人が帰国した計算となる。

なお、GHQは、昭和25年11月9日、突然日本政府宛覚書を発して、「非日本人の送還引揚げは、今後日本政府の責任ではない。本人の自費出国とする」と指令して来たので、ここに、日本政府の責任による送還業務は、この日を以って終了し、以後は、一般旅行者として取り扱われることとなったという⁴⁵⁾以上の資料に基づけば、朝鮮人徴用工の大半は帰還したものと考えてよいように思われるのである。

- 1) 韓国併合に関する日韓条約（1910.8.22.調印、同年8.29.公布、即日施行）。なお、この日、『韓国ノ国号ヲ改メ朝鮮ト称スルノ件』（1910.8.29.勅令318号）が公布され、同日から、韓国は朝鮮と改称されたのであるが、小論では、こうした事柄にこだわらず、“朝鮮”の名称を用いる。
- 2) 条約局法規課『制令（「外地法制誌」第4部の1）前編』（1960.10）における小木曾法規課長の序文より。
- 3) 類似の例は、台湾領有時代の台湾に対する扱いの中に見出される。
- 4) この法律は、これより先に制定された緊急勅令（明治43.8.29.勅令324号）が、帝国議会の承認を得られず、失効のやむなきに到ったので、新たに作られたものである。この間の事情については、前出 制令前編 pp.17～19 参照。
- 5) これをうけて、『朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ関スル件』（明治43.8.29.制令1号）

は、「朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ効力ヲ失フヘキ帝国法令及韓國法令ハ当分ノ内朝鮮總督ノ発シタル命令トシテ尚其ノ効力ヲ有ス」と定め、さらに、『明治43年制令第1号ニ依ル命令ノ区分ニ関スル件』（明治43. 10. 1. 制令第8号）において、つぎのような区分を示した。すなわち、(1)制令：制令ヲ以テ定ムルコトヲ要スル事項ヲ規定、(2)朝鮮總督府令：朝鮮總督府令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定、(3)警務總監部令：警務總監部令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定、(4)道令：道令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定、(5)警務部令：警務部令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定の以上5種である。

- 6) 法律30号（すなわち勅令第324号）の第5条の文言からは、「特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及ビ勅令」という表現があるから、内地の法令が、朝鮮で施行される場合は、余り多くなかったと考えられる。また実際に、朝鮮で施行された法律は、特許法、意匠法、商標法（等無体財産関係の法律）、貨幣法、臨時通貨法（等貨幣関係法規）、関税法、関税定率法、保税倉庫法、保税工場法、（等関税関係法規、ただし、『関税法関税定率法及び保税倉庫法等の朝鮮における特例に関する法律』（大正9年法53号）で、若干の特例は別に定められた）、郵便法、郵便為替法、電信法（等通信関係法）、陸軍刑法、海軍刑法（等軍人に関する刑罰法規）などが、その主なもので、その数は120～130件にすぎないが、これに対して、35年の朝鮮統治期間中、制定された制令の総数は、680件に及ぶというから、制令の比重の大きさは、相当なものであったといえよう。
- 7) 異法域とされる各外地と、内地との間の涉外法（国際私法）的規則を定めた法。
- 8) これらの勅令は、『主要旧法令集』に採録されていないので、内容の詳細は不明であるが、小文を執筆するに当っては、江川英文・山田鏗『国籍法』（有斐閣法律学全集〔59〕）pp. 94～95、p. 99などを参照した。
- 9) 「国籍法の規定には、属人的な性格のものが多く、場所的にその効力範囲を限定することは、理論上不可能だから、国籍法の施行区域を、台湾、樺太に限定することの意味は何かとする疑問がある」という指摘もある。江川・山田 前出 p. 95.
- 10) 朝鮮に対しては、台湾や樺太における場合と違って、内地の法律を施行するのに便利であるような措置——勅令で法律を施行する場合に、ある範囲内で、特別事項を規定することを委任される——が認められなかったが、このような特別扱いも、「朝鮮の特殊事情に対する配慮、民情への配慮だった」と見る説もある。前出 制令前編 p. 19 参照。
- 11) 兵役法以前には、明治6年1月10日、太政官無号『徴兵令』があったとのことであるが、この条文は入手できなかった。
- 12) 兵役法第23条。なお、戸籍法の適用を受ける者とは、国籍法の適用を受ける者をも意味していると考えられる。戸籍と国籍の関係については、平賀健太郎『国籍法』上巻 帝国判例法規出版社 1950年 pp. 176～188 参照。

- 13) もっとも、内地在住の朝鮮人の選挙権は、大正14年の普通選挙法施行以来、認められて来ており、また、義務教育も、昭和5年10月9日の文部省見解によれば、「内地に住朝鮮人は、小学校令第32条により、学令児童を就学せしむる義務を負うものとする」ことになっている。辰己信夫 『在日韓国人の法的地位協定と出入国管理特別法解説』 法務省入国管理局 1966 p. 4 参照。
- 14) この勅令は、昭和20年12月20日法律第44号により、昭和21年4月1日より廃止されることが決定した。
- 15) 朝鮮人強制連行真相調査団編 『朝鮮人強制連行・強制労働の記録』 現代史出版会 1975 p. 31 より。
- 16) その証拠に、日本と朝鮮は、1905年から保護関係にあり、それ以前からも密接な関係にあったといわれるのに、1904年に日本に居住していた朝鮮人は、わずか229名を数えたにすぎない。在日朝鮮人の人権を守る会編 『在日朝鮮人の基本的人権』 2月社 1977 p. 4 参照。
- 17) 1910年9月30日、朝鮮総督府臨時土地調査官制公布。（これによって朝鮮における土地調査事業の本格的開始を見、1918年に完了。全朝鮮に土地私有制を確立し、朝鮮人民の土地を収奪したという。）前出『強制連行・強制労働』添付の年表、p. 672参照。1912年8月7日、朝鮮総督府 土地調査令を制定。
- 18) 朴慶植 『朝鮮人強制連行の記録』 未来社 1977年 p. 20 参照。
- 19) 『朝鮮人労働者取締規則』（1918年1月、朝鮮総督府令？） 朴前掲書 p. 21 参照。なお、1919年の『3・1独立運動』事件後は、政治的見地からも、『朝鮮人ノ旅行取締リニ関スル件』（1914年4月、総督府警務部総監部令3号）などにより、朝鮮人の日本内地出入を厳しく取り締まるようになったという。朴 前出 p. 23。
- 20) 日本で米騒動が起ったのが、1918年。政府は、米価の暴騰をおさえるため、朝鮮米の輸入を増やしたが、（1912年の50万石から、1933年には870万石にふえた）それが朝鮮での米不足、食糧不足を招来し、朝鮮人の内地渡航をうながす結果となった。前出『強制連行・強制労働』 p. 35 より。
- 21) 昭和31年の満洲建国後は、満洲へ流入した朝鮮人数も、すくなくない。
- 22) この勅令は、後に、国民動労働員令（昭和20. 3. 6制定、昭和20. 3. 10施行、勅令94号）によって廃止吸収された。
- 23) 朴慶植氏は、1939年～1943年の朝鮮人の移入を、自由な募集であるかの如くいうのは、全くの欺瞞であると強調する。朴 前出 p. 51。
- 24) この官斡旋について詳しくは、前出『強制連行・強制労働』 pp. 76～81 参照。
- 25) 政府は、1944年2月、「朝鮮人労働者活用に關する方策」を閣議決定、4月には、関連諸機関の局長名で、地方長官等に宛て、「移入朝鮮人労働者の契約延長の件」を通達したが、同年9月からは、国民徴用令を朝鮮でも施行した。遂に、背に腹はかえられなくなったとでもいうべきであろう。前出『強制連行・強制労働』 pp. 83～84。

- 26) 朴慶植 前出 p. 55.
- 27) ついでにつけ加えておけば、1938年には『陸軍特別志願兵令』が、1943年には『海軍特別志願兵令』が、そして、1944年には『徴兵令』が朝鮮に施行され、これらに基づいて、日本の軍隊に編入された朝鮮人軍人は、1945年8月までで、陸海軍あわせて21万名近くに達したともいう。朴 前出 p. 168参照。
- 28) 前出『基本的人権』 p. 4.
- 29) 前出『強制連行・強制労働』 p. 91.
- 30) エドワード・W・ワグナー著 外務省アジア局北東アジア課訳 『日本における朝鮮少数民族, 1904年~1950年』 p. 36.
- 31) 朴 前出 p. 16.
- 32) ワグナー 前出 p. 33.
- 33) 前出『強制連行・強制労働』 p. 86. なお、より正確を期した試算では、この人数は、1,519,142人となっている。同書 p. 88.
- 34) ワグナー 前出 p. 33.
- 35) 米英中三国の「日本国に対する将来の軍事行動を協定した」もの。1943年1月27日付で発表。
- 36) 重光氏は、大日本帝国天皇陛下及日本国政府の命により且其の名に於て、また梅津氏は、日本帝国大本營の命に依り且其の名に於て、それぞれ署名している。
- 37) 厚生省 前出 p. 150.
- 38) 詳しくは、厚生省 前出 p. 150 参照。
- 39) General Headquartersの略。連合国(占領軍)総司令部。
- 40) 厚生省 前出 p. 151. ここでは、移入集団労働者と徴用者とを区分しているが、小論では、上述のようにこの区分を設けていない。また労働者でなく労働者の語を専ら使用することになっている。
- 41) 全体の79%に当る。
- 42) 厚生省 前出 p. 152.
- 43) 辰己 前出 p. 13.
- 44) 辰己 同書 pp. 13~14.
- 45) 厚生省 前出 p. 152 参照。ただし、この送還業務は、北朝鮮帰国希望者のため、昭和34年12月14日再開され、155次(最後は緊急措置、昭和42年12月22日)にわたる出港者の累計は88,611人に、またその後の暫定措置(計6回)、事後措置(計16回、昭和51年10月1日)による出港者を加えて、結局92,749人(昭和51年12月現在まとめ)が、北朝鮮へ帰国した。厚生省 前出 pp. 156~167、及び p. 691 参照。

(2) 朝鮮人徴用工の賃金未払

第二次大戦中における朝鮮人徴用工（ないしは集団移入（強制連行）労働者）⁴⁶⁾が、日本内地に渡航して来るに到る経過、およびその人達の朝鮮への帰還の状況は、前節に述べた通りである。

さて、前出深川宗俊氏の現地調査において、たまたま発見された、1944年9月20日付で、京畿道知事瀬戸道一名をもって発行された、新本吉雄（通名）氏宛の『徴用令書』⁴⁷⁾によれば、同氏は、三菱重工業株式会社広島造船所（以下三菱造船と略称）において、総動員業務⁴⁸⁾のうち、『総動員物資の生産に関する業務』として、『普通労務』に従事すべく、昭和19年（1944年）10月4日午前9時に、釜山府大倉町の朝鮮総督府釜山渡航保護事務所に出頭を命じられ、その徴用の期間は、「出頭の日より1年」となっていた。なお、この令書の本文は、「右ノ者左ノ通徴用ス（セラル）」と読める。

こうした徴用令書によって動員された朝鮮人徴用工を配当された内地企業は、もちろん三菱造船の他にも多数あったに違いないが、ここでは、その数の詮索には立ち入らない。ただ、広島県内の三菱造船に、徴用されて来た朝鮮人が働かされていたという事実は、これで立証されたと考えてよいと思う。また、その業種から見て、同企業には、おそらく、1944年9月⁴⁹⁾以前からも、『強制連行』された朝鮮人が、相当大きな規模で送り込まれていたことと思われる⁵⁰⁾。

そして、翌年の1945年8月6日、広島には原爆が投下され⁵¹⁾ついで8月15日、日本は降伏をした。当時、広島県内の三菱造船、三菱機械の双方を合わせて、2,800名といわれていた朝鮮人徴用工は、原爆投下後、減少を続け、造船では、日本の降伏時、すでに900人という人数に減っていたが、同年8月25日に彼らの徴用が解除された後は、さらに日を負って減って行ったという⁵²⁾三菱は、そうした朝鮮人徴用工の離脱を放置したばかりでなく、「釜山までは、必ず事業主側から引率者が付き添って行くべきこと」という、朝鮮人徴用工の送還業務にかかわる政府の指示⁵³⁾にもかかわらず、それを実行しようとしなかった⁵⁴⁾それは、あたかも、朝鮮人徴用工が、勝手に、一人残らず居なくなるのを、待っているような態度であったという⁵⁵⁾しかし、徴用工達の側からすれば、彼らの心理状態はおそらく帰心矢の如しといったものであったろうから、企業側のこの冷淡な態度

に、不満を感じる余裕など、到底なかったことであろう。

ところで、敗戦前、日本内地における朝鮮人徴用工がおかれていた苛酷な労働条件は別として、彼らの賃金について考えて見よう。最近、遂次刊行されつつある『朝鮮問題資料叢書』⁵⁶⁾に採録された、日本鉱山協会の『朝鮮人労働者ニ関スル調査報告』によれば⁵⁷⁾これは、炭鉱労働者の場合であり、他業種の企業労働者の場合とは違うであろうし、また炭鉱ごとにも相当の格差のあることが見込まれるが、それでも強いていえば、1か月当りの平均実収入額が、大体60円代、70円代というところが多いように思われる。そしてさらに大雑把にいえば、そのうちの20円～30円を（多分、朝鮮に残した家族に）送金し、さらに10円～20円の金額を貯金（社内預金も含む）にまわしていた模様である。おそらく労働者の手許に残る自由な小遣いなど、なきに等しかったであろう。

実例をあげれば、北海道の豊羽鉱山では、1か月の平均実収入が、坑内夫85円位、坑外夫70円位、送金が毎月平均45円位、貯金が同35円位であったという⁵⁸⁾また、九州の株式会社麻生商店では、1か月の平均実収入72円、送金が毎月平均22.5円、貯金も同じく22.5円であったという⁵⁹⁾しかも、後者における貯金の管理方法は、「一部分は愛国貯金として会社より郵便局に預け入れ、残りは会社預金として会社に保管し、年5分の利子を付し」たとある⁶⁰⁾おそらくこれらの貯金は給料から天引きされたのであろうから、はっきりいえば、朝鮮人徴用工の稼ぎを、国と会社の双方で、むしり取っていたことになる。

筆者は、残念ながら、ここにあげられた1か月の平均実収入金額が、当時としては、どの程度に評価されるものなのか、的確な判断ができるだけの知識をもたない。しかし、沖ノ山炭鉱の報告が、賃金に関し、「内地人と平等にして更に一点の差別を設けず、賃金の如きも体力ありて忠実に稼動する者（朝鮮人）は内地人より多くの収入ある者多々あり」⁶¹⁾とし、1か月の平均実収入額を最高160円、最低60円程度としていることから、内外地人間に差別は、一応なかったものと、考えるべきようである。また、その賃金高は、このところ週刊朝日誌上に連載されていた『値段の明治・大正・昭和風俗史』⁶²⁾における、昭和20年当時の巡査の初任給60円、広島県吏員俸給表第一表中における書記補、技手補、工手、水夫長、事務員、製糸教師、警察書記生らの各級の俸給額が、1級95円、2級85円、3級

75円、4級65円、5級60円、6級55円、7級50円、8級45円、9級40円、10級35円、11級30円、12級25円、と定められていたことなどを考えあわせれば、金額としては、特に低いとはいえないようにも思われる。ただ、鉱山労働の激しさを勘案すれば、やはり、低賃金であったというべきであろうか。なお、他業種の企業で働く朝鮮人徴用工の賃金は、おそらくこれよりかなり下廻ったのではないかと想像されるのである⁶³⁾

ところで、これら炭鉱の調査報告書を見て、いささか奇異の感を免れないのは、ここには家族への送金額とか、貯金額とか、本来プライバシーに属すべき事柄が、かなり克明に報告されている事実である。つまり、他人の知る筈のないことが、会社によって報告されているわけなのだ。これは、朝鮮人徴用工の全生活を会社が管理していたことを意味する。現に沖ノ山炭鉱報告は、「集団移入者の送金貯金は会社側之を取扱う」⁶⁴⁾と書いているし、また貯金といっても、会社預金⁶⁵⁾が多かったようだから、預金内容を完全に会社側に把握されるのは、当然だったろう。

のみならず、さらに見過しにできないのは、こうした貯金（預金）が、任意をよそおいながら、強制を伴っていたと思われることである。たとえば、細倉鉱山は、「会社は労務者に対して、鋭意勤儉貯蓄を奨励し、其の稼働所得より会社に預入せしめ……。又国民貯蓄組合を組織し、毎月一定額を郵便貯金に預入せしむ」と報告している⁶⁶⁾が、貯蓄の強制を充分に窺わせる文章である。それだけでなく、これらの貯蓄は、一たん預けた金を引き出すことは、ほとんど不可能だったようである。たとえば、静狩鉱山報告では、「任意貯金、強制貯金共通帳を会社に於て保管し、強制貯金は払下げざるを原則とし、任意貯金は必要と（会社が）認むる場合に限り払下げを許容す」⁶⁷⁾と正直だが、これでは、貯金は、要するに労働者本人の懐に入らないのであるから、減給も同然である⁶⁸⁾。名目的に、当人名義の通帳が存在するだけである。

これは筆者の全くの推測であるが、当時の朝鮮人徴用工の心情とすれば、同じ『自分の自由にならない金』であれば、いっそその全額を故郷の家族に送金したかったのではないか。それを、僅かばかりの利息につられて貯金に廻したのか、『強制されて、やむを得ず貯金した』のか、真の理由は解らないが、後者とすれ

ば、これはまさに、愛国に名をかりた、ていのいい賃金減額である。朝鮮人労働者は、この強制された貯金分を差し引いた、おそるべき低賃金で、酷使されていたというべきであろう。

おそらくこうした状況（貯金の強制、天引による低賃金現象）は、業種の異なる企業に就労していた朝鮮人労働者の場合も、また日本人徴用工の場合も、同じことであつたろう。しかし、後述するように、両者の場合は、結果的には、雲泥の差を生じている。すなわち、朝鮮人の場合、この天引された貯金は、結局未払賃金の一部となり、それを受け取るべきもと朝鮮人労働者は、日本の敗戦による朝鮮の独立によって外国人となり、本国に帰還し、企業にとっては『居所不明・通信不能』の債権者になったとして、日本の法務局に弁済供託され、債権としては消滅してしまうという経過を辿るケースが多かったと思われるのに対し、日本人の場合は、日本の敗戦後も、こういう展開を辿ることは、あり得なかったからである。もっとも、日本人の中にも、後の預金封鎖で、当時の貯金を実質的には失った人もあるかも知れないが。

- 46) これらの言葉は、とくに区別して使い分けない。その理由は、これまで述べて来たところから、明らかであると思う。なお、文献中『労働者』の語が使用されている場合は、そのまま再録する。
- 47) この徴用令書の写真は、深川 前出 p. 17 に掲載されている。
- 48) 国家総動員法第3条参照。
- 49) これは、国民徴用令を朝鮮にも施行したといわれている時期とまさに一致する。
- 50) 第二次大戦中の船舶の損耗を考えれば、造船所の労働力需要は、おそらくうなぎ昇りであつたろう。深川氏は、三菱重工広島機械製作所と造船所とで、1944年の5月から10月の間に、約2,800人の朝鮮人徴用工が送り込まれて来たといわれ、それを22歳の年齢徴用工であつたと書いておられるが、この用語及び朝鮮での徴用令施行時期とも典拠は不明である。深川 前出 p. 16 参照。
- 51) 原爆による朝鮮人徴用工の人命被害は余り大きくなかった模様である。三菱造船の立地からもそれは窺えるし、当時の現場に詳しい深川氏もそう記述されている。深川 前出 p. 24.
- 52) 深川 前出 p. 26.
- 53) 厚生省 前出 p. 150.
- 54) 深川 前出 p. 26.

- 55) その費用が、朝鮮人達の自費によるのか、国の送還業務として公費でまかなわれたのか、明白ではない。
- 56) 朴慶植氏の編集で、アジア問題研究所から刊行される予定。第一回配本はその第Ⅱ巻で、1981年11月に刊行された。
- 57) 朝鮮問題資料叢書第Ⅱ巻 戦時強制連行・労務管理改策Ⅱの前半参照。
- 58) 同書 pp. 37～38.
- 59) 同書 pp. 223～225.
- 60) 同書 p. 225.
- 61) 同書 p. 195.
- 62) この企画は、後に同題の単行本として、1981年1月、朝日新聞社から出版された。
- 63) これに関する資料は、上の朝鮮問題資料叢書の第Ⅰ巻の内容となるのかも知れないが、小文執筆当時、当巻はまだ出版されていないので、参照できなかった。
- 64) 前出『叢書』第Ⅱ巻 p. 197.
- 65) 会社が保管して、年5分とか、年6分とかの利子をつけるというもの。
- 66) 前出『叢書』第Ⅱ巻 p. 64.
- 67) 前出『叢書』第Ⅱ巻 p. 44.
- 68) 貯金引出しの不自由は、他にも報告例が多い。たとえば、前出『叢書』第Ⅱ巻 p. 80, p. 82 など参照。

(3) 未払賃金の供託

日本のポツダム宣言受諾（降伏）により、解放された内地在住の朝鮮人が、大量に、先を争って、朝鮮へ帰還したことは、すでに述べた。広島三菱造船からも、ほとんど全ての朝鮮人徴用工が、（おそらく後も見ずに）帰国して行ったことであろう。⁶⁹⁾

ところが、これらの人達は、この帰国によっても、もとの雇い主たる企業と、縁の切れることはなかった。いわゆる未払賃金問題が、かつての雇主企業と、朝鮮人労働者との関係を、いやでも継続させたからである。そして、広島三菱造船の場合も、決してその例外ではなかった。

そもそも未払賃金とは、一体、どのような内容のものだったのか。当時の企業が、朝鮮人労働者を働かせながら、これに賃金を支払わなかったなどという、詐欺まがいのことを本当にしているのであろうか。

この件に関し、いささか長文ではあるが、まず1946年8月21日付の司法省民事

局長通達⁷⁰⁾の概略を以下に転載しよう。通達名は、「朝鮮人労務者等に対する未払金等の供託に関する件」となっている。

(通達)

今般標記の件につき別紙甲号厚生省労政局長の照会に対し別紙乙号の通り回答致しました。就ては右厚生省労政局長の照会書に添付の「朝鮮人労務者に対する未払金等の供託要領」によって、供託手続がなされた場合においては、便宜上これに応じて処理することと致し度きにつきこの段通牒致します。

(別紙甲号)

予ねて貴局第一課に連絡しておりました朝鮮人労務者等に対する未払金の供託の件に関し別紙の通り地方長官宛通牒することと致し度く就ては供託事務の取扱関係上支障がないか御照会致します。

(別紙)

年 月 日

厚生省労政局長

地方長官宛

朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件(通牒)

朝鮮人労務者等の給与等に関しては、先に本年6月21日厚生省発勞第36号「朝鮮人、台湾人、中国労務者等の給与等に関する件」として次官通牒されたが、事業主がこれらの労務者に対して支払うべき賃金退職金又はこれらの労務者の為に保管する積立金、貯金、有価証券等で受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在尚未払となり又は引渡不能となっている場合は、今後左の方法で出来る丈速やかに処理することとし、関係事業主を指導されたい。

尚本件供託事務については、司法省民事局長と打合せ済につき念の為申添える。

記

- 一 供託の要領は、別紙「朝鮮人労務者等に対する未払金の供託要領」によること。
- 二 事業主は、供託を完了したときには、……を記載した報告書2部を地方長官に提出すること。……以下略。
- 三 今回供託するのは、金銭及び有価証券に限ることとし、労務者の預金帳を

通帳のまま交付すべきものについては別途通牒の予定であるが、事業主は保管中の預貯金通帳につき……報告書2部を……以下同文。

四 前記厚生次官通牒第5号の趣旨により、適法な委任を受けた者以外の第三者に、未払金、保管金等を引渡するのは適当でないので今後本通牒の趣旨により供託の方法を取るべきであるが、既に……支給することとした金額を朝鮮人連盟その他第三者に引渡した……場合は、その引渡先……報告書2部を……以下同文。

追而本件に関し9月10日現在で別紙様式に依る一覧表を作成し報告されたい。……以下略。

(別紙)

朝鮮人労務者等に対する未払金等の供託要領

(一)及び(二)は省略。

(三) 供託は左の要領によること。

(1) 債権者が多数あるときは、なるべく便宜一括して供託すること。

(イ) 金銭供託については供託書に合計金額のみ記載し、「金額、受取人氏名は別紙内訳の如し」と附記し、……内訳書を添付……すること。

(ロ) 有価証券……以下略。

(2) 債権者を確認できない場合には、供託書に記載すべき供託の原因たる事実欄には、例えば「右金円(又は有価証券)は債務者たる供託者より別紙内訳記載の債権者に支払ふべき給料及び諸手当金(又は交付すべき有価証券)なる処債権者の居所不明の為交付すること能はざるにつき、(又は昭和〇年〇月〇日の戦災により帳簿等焼失の為、債権者を確認すること能はざるにつき)弁済の為供託」と記載すること。

(3) 略。

(四) 略。

(五) その他供託及び還付に関する手続、書式等については供託局に問い合わせること。

(別紙乙号)

客月31日付労発第418号を以て御照会の標記の件は、便宜御申越の通り地方

長官宛通牒せられても供託事務の取扱上差支ありません。……以下略。

さて、このような通達が出されていることは、今次大戦中に動員された朝鮮人労働者に対する賃金等の未払いケースが、相当沢山存在したことの証左と考えてよいであろう。⁷¹⁾しかも、その未払金の内訳は、先の通達から察するに、単に賃金、退職金のほか、いわゆる貯金（会社が彼らのためにと称して保管していた積立金、貯金、有価証券等）を含んでいたらしい。つまり、戦時中、強制された貯金⁷²⁾がそのまま、未払賃金の中に入っているわけだ。

なぜ、企業側は、これらの保管金を、帰国前の本人に、渡してやらなかったのだろう。始めから渡す気などなかったのか。あっても渡すべきものがなかったのか。つい忘れていたのか。忘れたふりをしていたのか。当時の混乱に渡しそびれたのか。一体どういう理由によるのか、今となっては、その真相の窮明は、ほとんど不可能に近いだろう。

ともあれ、会社側に悪意があろうとなかろうと、多くの朝鮮人は、『未払金』を残したままで、日本を去った。100万人とも、125万人とも、あるいは150万人とも推定された強制連行の犠牲者のうち、どれ位の人がこの未収金を残して日本を去ったのか、筆者には、これを推計すべき資料は何一つない。おそらく、帰国をもっとも急いだ人達は、強制連行されて来た人達であろうから、⁷³⁾会社の『未払金』を受け取り損じて帰国したのも、この人達が中心であったろうと考えられる。だからこそ、その人数は膨大なものとなり、通達までが出されることになったのであろう。

しかし、筆者にとっては、たった一つだけはっきりしていることがある。それは、日本の企業が、先の通達に従って、なにがしかの金額を、未払賃金等の弁済のために供託し、⁷⁴⁾その結果、これら会社の賃金等の支払債務は消滅したという事実である。

広島三菱造船でも、事情は同じであつたらしく、1948年（昭和23年）9月に、朝鮮人労働者1,951人分の賃金等の弁済のために、178,479円66銭を供託している⁷⁵⁾ことが、新聞に報じられている。⁷⁶⁾この供託金額を人数で割れば、一人当たり、大体91円48銭となる。この金額が、単に賃金（退職金も含め）分だけなのか、当時の

強制的『貯金』分も含むのか、新聞記事からは、分明でない。先の通達では、「通帳のまま交付するものについては、別途通牒」の予定としていたから、多分、貯金分は含まれていないのだろう。⁷⁷⁾それにしても、91円余の金額は、当時（供託時、つまり昭和23年）として、高かったのか、低かったのか。

この問題を考えるに当たって、一つ注意しておきたいのは、三菱造船による供託の行われた日付である。日本の敗戦が1945年8月15日、三菱造船における朝鮮人徴用工が、最終的に広島を引払ったというのが、1945年9月15日⁷⁸⁾先の通達の出されたのが、1946年8月27日、そして三菱の弁済供託日付が、1948年9月7日。通達からはほぼ2年、敗戦、引揚の時から3年のズレがある。そして、この3年間における日本の物価指数の変動の大きさには、ほとんど想像を絶するものがあった。

たとえば、総理府統計局の物価資料によれば、⁷⁹⁾1945年9月を100としたときの消費財における、東京闇及び自由物価指数は、1948年9月には、平均744となっている（表3⁸⁰⁾参照）。のみならず、この指数は、1945年9月を基準としているが、この年は、8月から9月の間にすでに物価のおそろべき上昇があった筈であり、たとえば前出の値段風俗史⁸¹⁾などの記事を見ても、昭和20年の敗戦前の物価

表 3. 東京闇及自由物価指数

消費財（1945年9月＝100）

区 分 \ 年 度	' 46. 9	' 47. 9	' 48. 9
総平均（50品目）	172	478	744
主食品（5品目）	157	415	617
副食品（15品目）	161	433	622
調味料（6品目）	178	468	604
嗜好品（6品目）	204	454	780
繊維品（5品目）	223	863	1, 361
燃 料（2品目）	244	762	1, 216
日用品（11品目）	129	345	661

資料：日本銀行統計局

「東京卸売物価指数年報」

と、昭和23年（9月とは限らないが）の物価とを比較した場合は、鶏卵で62.5倍、焼酎で87.5倍、ビールで81.1倍（配給でも37.8倍）にはねあがっている。先の指数より、ほとんど“ヒトケタ” 違っているのである。

そこで、この事実には照して、もう一度先の91円48銭を眺めた場合、この金額はどのように見えるだろう。もしこれが、1948年当時の指数にスライドさせられていた金額とすれば、1945年当時に直せば、政府指数で割っても、12円29銭となる。値段風俗史にならってその10分の1とすれば、1円13銭だ。しかし、これでは、いくら造船労働者の賃金が、炭鉱労働者それよりは低かつたろうとはいっても、いくら何でも、当時の『賃金』額としては、低すぎるように思われる。つまり、91円なにがしの未払金は、やはり、1945年当時の、おそらく退職金込みの、賃金等だったのだろう。

結局、三菱造船は、3年前の未払賃金等を、3年前の金額のままで、3年後に（通達から2年後に）供託したものと考えられる。それは、企業にとっての負担感が、7分の1、いや70分の1に減ってしまっていた時期であった。しかし、この供託は受理され、かくして三菱造船は、朝鮮人徴用工に対する「其ノ債務ヲ免ルルコトヲ得」⁸²⁾たのである。そして、これ以後は、賃金債権者すなわちもと朝鮮人徴用工は、被供託者として、供託金の還付請求権を取得したこととなる。この供託金には、国から定期に、僅かな利息が付けられる⁸³⁾が、その金額は全く微々たるものであり、筆者の計算⁸⁴⁾では、消滅時効の問題を度外視して1981年現在で、元利合計約30万円を少し超える程度となる。しかも、1,951人分全部を合算してである。

69) 深川 前出 pp. 25～30.

70) 1946年（昭和21年）8月27日民事甲第516号。要旨は「朝鮮人労働者等に支払うべき賃金、退職金又はこれらの労働者の為に保管する積立金、貯金、有価証券等で受取人居所不明、通信不能等の事情により支払のできないものの供託手続」となっている。

71) 朝鮮人が、架空の債権をデッチ上げているわけでは決してない。

72) 給料から天引され、引出しの自由もない貯金だったことに注意。

73) 自発的に内地に渡航した人なら、帰国の希望はあっても、多少は跡いや考慮の余地があったのではないかと思う。

- 74) 民法第 494 条に基づく弁済供託。
- 75) 深川 前出書によれば、この供託は、1948 年 9 月 7 日、金江允郷他 1,950 名のために行われたとある。p. 185.
- 76) 中国新聞 1976 年 9 月 10 日付。
- 77) 先の深川調査では、三菱側は、貯金分も供託金に含むと主張しているそうである。
深川 前出 p. 185.
- 78) この日付は、深川 同書 p. 28 による。
- 79) 総理府統計局 第 2 回日本統計年鑑 昭和 25 年 p. 288.
- 80) 前掲書同頁採録の表より作製。
- 81) 本章注 62) 参照。
- 82) 民法第 494 条。
- 83) 供託法第 3 条。供託規則第 33 条 1 項。利率は昭和 53 年までが年 2.4%，それ以後は 1.2% となっている。
- 84) 関係条文には複利と明記していないので単利の計算にした。もっとも、この利息は請求権発生時から 5 年で消滅時効が完成する（会計法第 30 条）から、実金額は、もっと少ないかも知れない。問題はこの時効が完成しているか否かであるが、これらの点について、詳しくは、水田耕一 『新供託読本』第四新版 商事法務研究会 1918 年 p. 152 参照。

〔四〕 本件に見られる法的問題点

(1) はじめに

第二次大戦中における朝鮮人強制連行の理不尽、彼らが従事させられた労働条件の苛酷さ、彼らを迎えた差別的処遇の非人道性、貯金と称する貸金天引（低賃金¹⁾）の不当さ、等々²⁾は、そのいずれを取りあげても、充分に、批判、非難に値する事柄であるが、ここでは、これら朝鮮人徴用工を最後に見舞った、未払賃金の弁済供託という打撃について、広島三菱造船の事例を参考にしつつ、法的側面から、若干の考察を行って見たいと思う。

(2) なぜ供託したのか—— その〔1〕

朝鮮人徴用工の賃金債権が通常の債権であれば、その消滅時効は 10 年であろう³⁾が、民法第 174 条は、月より短い期間をもって定めた雇人の賃金について⁴⁾短期

消滅時効を定め、「1年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス⁵⁾」としている。そこで、朝鮮人徴用工が、この月当り賃金所得者に該当すると考えられるとすれば（筆者はこれを肯定する立場をとるが）、三菱造船の場合、その供託の時点では、すでに時効を援用することができた⁶⁾筈なのに、なぜそれをしなかったのであろう。

この疑問を解く手掛りの一つは、先の通達の日付にあるように思う。すなわち、それは昭和21年8月27日、つまり、ぼつぼつ1年消滅時効がもと朝鮮人徴用工の賃金債権について完成しそうな時期にさしかかった時であった。そういう時期に、政府が、かかる通達を発したということは、おそらくその当時、この『未払賃金』をめぐる、朝鮮人債権者（それも本人ではなく、その代理人、それも個人でなく団体⁷⁾）と企業との間に、金額や、代理権の有無や、請求の重複などをめぐって、いろいろトラブルがあったからではないかと思われる。そして、そのことは、通達にいう「……適法な委任を受けた者以外の第三者に……引渡すのは適当でないので……」の語からも窺えるのである。だが、それなら、その当時、『本人』がこの未払金を受け取りに日本へ来ることが、できただろうか。答は、明白に『否』である。日本は、当時、一たん日本を出港した朝鮮人の、日本への再渡航を認めてはいなかった⁸⁾。すでに帰国した本人が未払賃金の受取りに来ることは、『不可能』であった。しかも、その不可能は、日本の政府自体が作り出した状態であったのだ。にもかかわらず、政府は、本人以外の朝鮮人に対する未払賃金の支払を『しぶり』、さすがに『時効の援用』は指導しなかったが、かわりに『供託』による弁済を指示したのである。企業に代って、政府が債権者との交渉の矢面に立つこととしたといえる。企業に対する妙に手厚い『保護』を感じるのは、筆者だけのことであろうか。

(3) なぜ供託したのか —— その〔2〕

広島のみ三菱造船が未払賃金を供託したことは、この企業に賃金支払いの意思があったことを形の上では証明しているが、それならば、なぜ三菱は、それを直接本人に支払わなかったのか。そうすることは、本当に不可能だったのか。

先の通達に掲げる『供託要領』の中では、供託原因たる事実の記載は、「債権者の居所不明のため交付すること能わざるにつき……」とするよう指示している

が、三菱造船が供託をした1948年当時の状況で、本当に全員が『居所不明』であり、『交付不能』であったのだろうか。それは、郵便によることもできなかったのであろうか。

深川氏の調査では、1947年に、三菱機械と朝鮮人徴用工の家族との文通の事実のあったことが発見され、4月17日付で、三菱から朝鮮に郵送した返信のコピー⁹⁾があるが、こうした文通が可能な相手をまで、『居所不明』と決めつけた独断はなかったのだろうか。筆者は、これらの事実から、当時の債権者の『居所不明』には、いささかの疑問を抱かざるを得ないのである。

にもかかわらず、政府は『供託』を指導し、三菱はそれに従って供託を申請し、供託所はこれを受理した。供託原因は、債権者居所不明による支払不能だったのだろう。この供託に先立ち、三菱が一度でも債権者探しをしたかどうか、残念乍ら、筆者は知らない。

債権者の『居所不明』の真偽について疑問を抱く筆者にとっては、この供託を受理した法務局の供託事務取扱いについても疑問が生じる。そもそも民法第494条に基づく弁済供託をするためには、同条の定める供託原因たる ①受領拒絶、

②受領不能、③債権者不確知、のいずれかを根拠としなければならず¹⁰⁾「債権者の居所不明のため支払いができない」とは、弁済不能、すなわち②の受領不能¹¹⁾に該当するとして『受理』されたものと思われるが、この際、供託所は、『居所不明』という記載の真偽を、どう審査するのであろうか。

この点についての水田耕一氏の解説によれば、「供託所が供託の申請を受けたときは、……申請が適法なものであるかどうかを審査する」¹²⁾が、その「審査の範囲は、……形式的な面のみならず、供託書における供託原因及び供託を義務づけ又は許容した法令の各項の記載からみて、当該供託が実体上の要件を具備した有効なものであるか否かにまで及ぶ」¹³⁾という。ところが、この審査は、「これらの書面によってなされるにすぎず、その記載事実の存否の調査にまで及ぶわけではない」¹⁴⁾というのであるから、結局、「債権者の居所不明のため交付すること能わず」という記載があれば、現実に居所不明であろうとなかろうと、民法第494条の供託原因ありと認めて（これが実体審査なのだろう）受理することになるようである。

とくに本件の場合など、民事局長が、供託書の記載要領まで示して通達しているものであるから、その要領に従った供託申請が受理されない道理など、もとからなかったといえる。しかし、真実、『居所不明』であったかどうか、確認をとらずに、「債権者の居所不明につき、支払不能」と記載して供託を申請しても、どうやら『受理』されそうな、現行の供託事務取扱いの在り方には、いささか、釈然としない思いを抱かざるをえない。

(4) 債権者への通知

通常、弁済供託が行われると、その旨の通知が被供託者（債権者）に対して行われる¹⁵⁾。しかし、三菱造船の場合は、債権者の居所不明を理由として供託されたのであるから、この通知は行われていないという¹⁶⁾。つまりもとの朝鮮人徴用工は彼らに対する未払賃金が供託されている事実を『知らない』のである。

しかも、この場合、民法第97条の2の定める公示の方法¹⁷⁾は採られていないとのことである。事実、当時の官報にも、それらしい記載は見当らなかった。相手方（債権者）への『通知不能』を前提として、供託を受理したのであるから、『公示』による通知も不能との考え方に基づくものであろうか。

(5) 供託金還付請求権

三菱造船に居たもと朝鮮人徴用工は、彼らへの未払賃金が「供託されている」事実を通知されていない。とすれば、彼らの『供託金還付請求権』は、いまだに、「権利を行使することを得る時」¹⁸⁾に到っていないこととなり、したがって、この権利の消滅時効はまだ進行を開始していないと考えられる。

ところで、この供託金還付請求権は、供託者のもつ『供託金取戻請求権』とともに、それが公法上の権利であるか、私法上の権利であるか、学説上争われている¹⁹⁾が、したがってまたその消滅時効も、会計法の定める5年で完成する²⁰⁾のか、民法の定める10年で完成する²¹⁾のか、これも学説、判例ともに分かれているようである²²⁾が、いずれにせよ、三菱造船の場合は、供託者の供託金取戻請求権は、長期の10年と考えても、すでに消滅時効にかかっている²³⁾。しかし、供託金の取戻請求権と、還付請求権とは、全く別の債権であるから、別々に時効にかかるのが当

然であり、上述のように、朝鮮人徴用工（被供託者）の供託金還付請求権はまだ「権利を行使しうる」段階に入っていないので、消滅時効にかかっているとは考えられない。つまり、還付請求権は消滅していないのである。

(6) 日韓請求権協定²⁴⁾との関係

対日平和条約（サンフランシスコ条約）の締結により、日本からの分離独立が正式に決定した朝鮮と、日本との関係を決めるための交渉が、1965年、遂にまとなり、日韓基本関係条約の調印と同時に、標記の協定も、同年の6月22日に調印された。この通称請求権協定の2条によれば、

1. 両国及びその国民間の財産、権利……請求権に関する問題が、……完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認し、
2. (a) 締約国一方の国民で1947年8月15日から当協定署名の日までに他方の締約国に居住したことがある者の財産、権利及び利益、
(b) 締約国一方の国民の権利及び利益であって、1945年8月15日以後における通常の接触の過程で取得され……たもの、
(は、本規定により影響を受けないが)
3. (上に規定した関係を別として)、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができない。

ということが取り極められた。そして、本条の規定をうけて、特別措置法²⁵⁾が制定され、その第1項では、「……大韓民国又はその国民の財産権であって、請求権協定第2条3の財産、権利、利益に該当するものは、……昭和40年6月22日において消滅したものとす」と規定し、その消滅すべき財産権として「日本国又はその国民に対する債権」を挙げている。そして、第2項では、「日本国又はその国民が、昭和40年6月22日において保管する大韓民国又はその国民の物であって、協定第2条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日において、その保管者に帰属したものとす……」とも規定した。

したがって、三菱造船に居た韓国系のもと朝鮮人徴用工の、本件にかかわる供託金還付請求権は、彼らが、1947年8月15日から1965年6月22日までの間に日本に居住した事実がないかぎり、²⁶⁾『消滅』し、保管者である国庫に帰属したものと考えられる。もっとも、国家が条約など（この協定は、当然条約の一種である）によって、国民の請求権を『放棄²⁷⁾』したり、『最終的に解決済み』としたり²⁸⁾することができるかどうかについては、下田訴訟判決²⁹⁾において詳しく論じられた点であり、判決は、締約国国民の、締約国国内法上の請求権を放棄（解決）することなら可能であると判示した。³⁰⁾この論法で行けば、本件における供託金還付請求権は、日本の国内法上の権利であるから、これを解決済みとしても、問題を生じる余地はないということになる。

なお、以上の解釈は、朝鮮民主主義人民共和国系のもと朝鮮人徴用工には全く妥当しない。現実にはそのような人達が存在するとして、その人達が、日韓間の協定、あるいはそれに基づく特別措置法の適用を受けることのあり得ないことは、いうまでもないからである。したがって、この人達の供託金還付請求権は、当然、まだ存在しているといわねばならない。

このように、韓国系、共和国系、いずれに属するかによって、もと朝鮮人徴用工の請求権（供託金還付請求権）は、すこぶる極立った違いを見せるのであるが、ここで注意しておきたいのは、いずれの系列に属するもと朝鮮人徴用工についても、その『固有名詞』は解っていないという事実である。たしかに、韓国系の被供託者の還付請求権は消滅したといえるが、それは、理論上のことであって、具体的に、誰の請求権がなくなったとはいえない筈である。なぜなら、彼らは『居所不明』なのであり、現実に韓国に居るのか、はたして『韓国系』といえるのか、確認する手掛りはない道理だからである。

(7) 供託金はどうなっているか

33年前に三菱造船が供託した17万円余の供託金は、その全部または一部が、今も、理論のうえでは、共和国系の被供託者の還付請求権の対象として存在している筈である。もっとも、供託所では、実務上の処理として、供託の日から20年を経過したとき³¹⁾は、供託金について、時効処理に準じた取り扱い——つまり供託

手続を終結して歳入納付の手続をする——をすることが認められているという³²⁾つまり、供託金は、もう国庫にくり入れられているわけだ。

もちろん、これはあくまでも供託所内部の事務処理上の便宜を考慮したものに過ぎないから、後日、その供託について還付請求などがあれば、供託手続は当然に回復される。三菱造船の供託金が現在どうなっているのか、筆者はその現況を詳にしないが、上記の便宜的な事務処理が行われたか、まだ残されているか、そのいずれかであろう。とに角、相手方の居所が不明で、通知もできないのであるから、相手が韓国系であるか、共和国系であるか、確認不能の筈であり、したがって請求権協定も、特別措置法も適用できる筈がないからである。

(8) 援護の手だてはないのか

三菱造船の場合だけでなく、いわゆる朝鮮人徴用工が、国家総動員法に基づく国民徴用令（後には国民勤労働員令）によって徴用された労働者だったのか、官斡旋などで強制連行されて来た労働者なのか、あるいは全く自発的に渡航して来た労働者をも含むのか、厳密なところが解らないので、これまでの言葉遣いも、いささかあいまいたらざるを得なかったのであるが、法的には、『徴用』か否かは、援護との関係で、重要な意味をもっている。つまり、既出の軍人援護法第2条3項によれば、同法に抛る援護の対象たる『準軍属』とは、「国家総動員法4条もしくは5条に基づく被徴用者もしくは総動員業務の協力者……」と定義しているので、明白な被徴用者は別として、単に強制連行されて来たり、自由渡航して来た朝鮮人労働者が、上の定義にいう『準軍属』たり得るか否かは微妙で、それが、援護を受けられるか否かの分かれ目となるからである。

しかし、朝鮮人労働者にとって、もっと大切な問題は、同法内の国籍条項であろう。たとえば同法第14条1項2号が、日本国籍喪失を障害年金受給権消滅の原因とし、同じく第31条1項2号が、国籍喪失を遺族年金又は遺族給与金の受給権消滅原因とするなど、軍人軍属等への援護に強力な属人主義を導入していることの影響が、朝鮮人徴用工には、まともに派及するからである。もっとも、これらの規定は、日本がすでに批准をすませた、経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約³³⁾が、内外人平等主義を規定している³⁴⁾ため、国内法上のこれら（外国

人差別)規定も、「漸進的」³⁵⁾に改められることであろう³⁶⁾たしかに、朝鮮人の場合は、戦争中は『日本人』であったのだから、当然のこととして、日本のために彼らを酷使し、その意味でも立派に法上の援護条件に該当するのに、その後、「日本国籍を喪失したから」といって、援護を打ち切るのは、余りにも没義道に思われる。

しかし、日韓交渉の途上で、韓国から提示された対日請求要項(いわゆる8項目要求)の第5項こそは、被徴用韓国人の未収金問題にふれたものであったが、昭和40年外務省告示第256号の通称合意議事録³⁷⁾2(g)により、同項にいう全ての請求は、完全かつ最終的に解決された請求権の中に含まれていることが確認された。つまり、この8項目要求中の第5項を見れば、そこには、

韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。

とあり、合意議事録は、そのすべてが解決済みだというのである。したがって、日本(政府)に対して、何らかの援護を要求することは、いささか困難に見えるのである³⁸⁾。

- 1) これには、おそらく逃亡防止の意味あいもあったのだろう。
- 2) カイロ宣言が、奴隸的とよんだのは、こうした事柄であろう。
- 3) 民法第167条1項。
- 4) 同条1号参照。先の炭鉱報告が、平均月収を記していることも、これを裏づける。
- 5) 民法第174条本文。
- 6) 民法第145条。もちろん援用の義務はない。
- 7) 通達の表現では、「朝鮮人連盟」。
- 8) 最初に帰国朝鮮人の再入国を禁止したのは、1946年5月7日に米占領軍当局が出した「引揚げに関する覚え書」と、同年6月12日の「不法入国の抑圧に関する覚え書」であった。日本政府はこれを受け、翌年4月2日に外国人登録令を施行している。吉留路樹『大村朝鮮人収用所——知られざる刑期なき獄舎』二月社 1977年 p. 26。
- 9) このコピーは筆者の手許にもある。
- 10) 磯村哲編『注釈民法』Ⅺ 債権3 有斐閣 1972年 p. 289。
- 11) 水田 前出 p. 17。

- 12) 水田 前出 p. 116.
- 13) 水田 前出 p. 116.
- 14) 水田 前出 pp. 116～117, 供託規則第18条参照。
- 15) 供託規則第16条, 第19条。
- 16) この通知の行われていないことは, 広島地方法務局供託課へ, 電話で確認した。
- 17) 民事訴訟法第178～180条参照。
- 18) 民法第166条1項。
- 19) 磯村 前出 pp. 278～282.
- 20) 会計法第30条参照。
- 21) 民法第167条参照。
- 22) 磯村 前出 pp. 323～328.
- 23) 会計法第31条によれば, 国の時効援用は必ずすることとされている。
- 24) 正式には, 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(昭和40. 12. 18. 条約27号) という。
- 25) 日韓請求権協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律(昭和40. 12. 17. 法144号)。
- 26) 協定第2条の2項(a)参照。なお同項(b)とは考えられない。
- 27) 対日平和条約第19条(a)参照。
- 28) 日韓請求権協定第2条1項参照。
- 29) 前出第二章注40)参照。判決文は, ジュリスト293号に採録されている。
- 30) 国際法上の個人の請求権ならば放棄できないというのが判決の考え方。ジュリスト293号 p. 44 参照。
- 31) 昭和45年民事四発第723号第8項変更後の昭和48年民事四発第2216号第四発民事局第四課長各依命通知による。水田 前出 p. 153 参照。
- 32) 水田 前出 p. 153.
- 33) 1966年12月16日国連第21回総会で採択。1976年1月3日発効。日本については, 1979年9月21日発効。
- 34) A規約第2条2項のいう, 民族的出身による差別の禁止。
- 35) A規約第1条3項参照。
- 36) 在日外国人の社会権については, 拙稿 “外国人と社会保障 — 被爆者援護と外国人被爆者の問題を含めて” 広島女子大学文学部紀要第15号 1980年 pp. 71～84参照。
- 37) 日韓請求権協定に関する交換公文及び同協定についての合意された議事録。
- 38) 韓国政府に対する何らかの要求の可能性は失われているわけではなからうが, それは韓国の国内問題である。なお, 韓国が日本から得た経済援助を, 旧朝鮮人徴用工の援護のために用いなかったところで, 国際法的には, 全く非難の余地はない。

〔五〕 おわりに

朝鮮人徴用工に対する未払賃金の弁済のために供託された、供託金の還付請求権は、共和国系の人については、まだ処理が終わっていない。韓国系の人についても、処理済対象者の固有名詞は不明である。それが、前章までの結論であった。

しかし、残っているといわれる共和国系の人達の請求権にしても、その内訳は金額にして一人当たり僅か91円余り。それにいくらの利息がつくのか。思えば空しい話である。しかも、国はすでに実務上の処理として、供託金を国庫に帰属させているかも知れない。そして、日韓両国間では、この問題は、すでに最終的に解決済みであると確認されているのである。

しかし、かつての朝鮮人徴用工であった人達の心情を思えば、この問題は、決して解決済などではあるまい。法的には、手段を講じ難い¹⁾だけに、彼らの心には、これが、戦争の深い痛手となって、いつ迄も残っていることであろう。戦争とは、またその戦争を起す国家とは、まことに残酷な形で、個人に傷を与えるものであると思わざるを得ない。

- 1) 強いていえば、供託の無効が主張できるかどうかという問題が残るが、供託が無効であったとされたところで、賃金債権の時効による消滅、あるいは未収金請求権の最終的解決、などを云い立てられたら、勝ち目はないようにも思われる。